

令和7年度倉敷市シティセールス推進業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度倉敷市シティセールス推進業務委託

2 概要

(1) 目的

倉敷市では、市の魅力を効果的に発信するため、平成27年度よりシティセールスサイト「クラシキ文華（ブンカ）」を開設している。倉敷市は歴史的に「新しいことにチャレンジし続けるまち」であり、その歴史や伝統を礎として「新たな文化・暮らしが生まれ続けているまち」であるという背景から、主たるコンセプトを「新しい文化が華ひらくまち」と設定した。人々の思いや取り組みなどのストーリーを紹介する特集を軸に、歴史・産業・文化など多彩なコンテンツを掲載し、市の魅力を発信することで、広く交流・関係・定住人口の増加を目指すものとする。

(2) 方針

サイト開設から10年が経過し、情報収集の媒体環境の変化への対応や、蓄積したコンテンツの最適化が必要となっている。そのため、今年度は特集記事の制作に加え、サイトの再構成を実施する。

なお、特定の地域・分野・物事に偏ることなく総合的かつ継続的に市の魅力を発信するため、コンセプト及びサイト名称は継続することとし、ロゴ・イラストについても、ブランディングが定着していることから引き続きキービジュアルとして使用を継続する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) シティセールスサイトのリニューアル

コンセプトおよびキービジュアルとなるロゴ・イラストは既存のものを継続し、現サイトのイメージを継承する。その素材及びサイトデータは市が提供する。

ア サイト構成、コンテンツの最適化

- ・ 既存サイトの全コンテンツを閲覧し、サイトの改善を提案・実施すること
- ・ 必要に応じて写真撮影などの素材収集を行うこと
- ・ 市のシティセールスのポータルサイトとして、観光・移住・ふるさと納税など関連する市の事業のウェブサイトへ効果的に誘導できるよう工夫すること

イ デザイン、操作性

- ・ スマートフォン版およびPC版のトップページ、特集ページ、各コンテンツページのデザインを制作すること
- ・ 市の特色やコンテンツ内容をわかりやすく表現したデザインとすること
- ・ スマートフォンでの視認性や操作性に配慮すること

(2) 保守業務

- ア 掲載情報等に変更の必要があった場合には、市の指示に従い修正を行うこと
- イ セキュリティ面やシステム面の必要に応じシステムの保守を行うこと

(3) 特集の企画・制作

- ア 総合的に市の魅力を伝えるための「クラシキ文華」のテーマに沿った特集案を検討し、6件の特集記事制作を行うこと
- イ 特集記事は、市のさまざまな資源や取り組み等の中から、他地域と差別化できるような題材を選定し、題材の背景や関わる人などを取材して作成すること。単純な物等の紹介でなく、それに至る物語を表現し、写真を多用するなど閲覧する人を惹きつけるものとする。題材は市と協議をして決定する
- ウ 掲載時期については、市と協議を行い決定する

(4) シティセールスの効果分析（アンケートの集計）

シティセールスの効果の効果について、シティセールスサイトによって実際に把握できる指標を市と協議のうえ設定・分析し報告すること。

5 動作環境等

(1) アクセシビリティに配慮すること

(2) パソコン用サイト及びスマートフォン用サイトが一元管理（同一のソースから異なる媒体で表示）できること

(3) サイト・サーバ環境

サイトはWordpress 6.7を用いて構築している。サイトの掲載場所は、市が所有するサーバー（www2.city.kurashiki.okayama.jp）とする

ア OS RedHat Enterprise Linux 9.4

イ WEB サーバ apache 2.4.62

ウ スクリプト言語 php 8.2.2.5

エ DBソフト mysql 8.0.41-2

オ 外部からのアクセス

外部からSSH、FTP等で直接サーバを操作、ファイルをアップロードすることはできないため、倉敷市担当を経由して設定等を行うか、担当立ち合いの元で行うものとする

(4) 利用者環境

次の環境で情報が正しく伝わるようにすること

ア パソコン : Edge 最新版、Firefox 最新版

イ スマートフォン : Android : Chrome 最新版、iOS : Safari 最新版

(5) アクセスログ解析

グーグルアナリティクスを用いてアクセス統計が取得できるようにすること

6 成果物

本業務完了時には、次に示す成果物を納品すること。

(1) シティセールスサイト

ア サイト構成図

イ サイト運用マニュアル

ウ サイトデータ一式

(2) 効果分析（アンケート集計）資料

7 著作権等

(1) 原則としてすべて倉敷市に帰属するものとする。

(2) 成果品として納品した記事や写真データ等については、原則として倉敷市が自由に再利用可能なこと。例外がある場合は、明示すること。

(3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

8 業務体制について

受託する業務の責任者として、実際に業務を行い統括する統括者を置くこと。

9 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

10 障がい者に対する適切な対応

(1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別記2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

1 1 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために個人情報保護管理責任者を定めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報は当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了直後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 1 甲は倉敷市を、乙は受託者をいう。

障がい者差別解消に関する特記仕様書

1 目的

この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

2 障がい者に対する適切な対応

(1) 法及び国の基本方針に沿った対応

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）により、適切な対応を行うこと。

(2) 倉敷市の対応要領に沿った対応

受託者は、倉敷市における障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 29 年 2 月策定）に準じて、適切な対応を行うこと。

(3) 国の対応指針に沿った対応

受託者は、上記（1）及び（2）に定めるもののほか、法第 11 条の規定により、本件業務を所管する主務大臣が定める対応指針に則り、適切な対応を行うよう努めること。

3 対応の具体例

受託者は、前項に定める適切な対応を行うに当たり、岡山県が作成した「バリアフリー社会のおもいやり」に示されている障がい特性について十分に留意すること。

※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者のための対応指針）

第 11 条 主務大臣は、基本方針に即して、第 8 条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。